

平成 22 年分所得の 納税相談が始まります

今年も町・県民税の申告をしていただく時期になりました。

この申告は、平成 23 年度の町・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税・後期高齢者保険料や介護保険料及び所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです（申告がない場合は軽減などが受けられない場合がありますのでご注意ください）。

月日（曜日）	対象地区等	場 所	受付時間
2月16日（水）	長 老	長老公民館	9:30～11:00
2月16日（水）	大 原	横川集落センター	13:30～15:00
2月17日（木）	横 川		
2月18日（金）	再提出の方	七ヶ宿町役場	9:30～11:30 13:00～15:00 午前の受付は混雑し、お待たせする時間が長くなっております。 午後の利用をおすすめいたします。
2月21日（月）	滑 塚 ・ 境 沢	滑津公民館	
2月22日（火）	滑 津	遊 林 館	
2月23日（水）	峠 田 上 組 ・ 中 組		
2月24日（木）	峠 田 下 組		
2月25日（金）	再提出の方	七ヶ宿町役場	
3月2日（水）	荒 町	ふれあい館	
3月3日（木）	仲 町 ・ 田 中 ・ 東 町	干蒲公民館	
3月4日（金）	干 蒲		
3月7日（月）	瀬 見 原 ・ 矢 立	開発センター	
3月8日（火）	関 1 ・ 関 2		
3月9日（水）	関 3 ・ 関 4 ・ 松 原		
3月10日（木）	上記日程で都合のつかない方 再提出の方		
3月11日（金）	再提出の方	七ヶ宿町役場	
3月14日（月）	再提出の方		
3月15日（火）	再提出の方		

◆申告相談に必要なもの

次の①～⑥を準備して、会場にお越しください。農業所得や事業所得、不動産所得の計算書が必要な方は、税務課に備え付けていますので、お声掛けください。

- ①所得状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらが確認できるもの（計算資料など）
- ②配偶者・扶養親族などの収入額が分かるもの
- ③医療費などの領収書（あらかじめ1年間の医療費および保険給付額を集計しておいてください）
- ④生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- ⑤印鑑（シャチハタ印は不可）
- ⑥口座振替を希望される方は預金通帳又は口座番号の控えと銀行印

◎農業所得の申告について

農作物（米・野菜等）を作付けし、出荷した方は農業所得の申告が必要です。

「農作物を自家用として作付けしている方」や「田を貸して米でもらっている方」も申告が必要となります。下記書類を持参し申告して下さい。

- ・平成22年産米穀の出荷金額証明書などの収入金が見える証明書（自家用で証明書がない場合は、作付面積・品目・数量などをメモして持参して下さい）
- ・平成22年分とも補償関係の抛入金・受取額のわかるもの（通帳又は農協発行の証明書）
- ・領収書等（あらかじめ収支内訳書や計算書等に項目毎にまとめておいてください）

農業所得簡易計算（農業所得標準）は廃止されています。農業所得のある方は全て収支計算を行うようお願いいたします。



申告に関する問い合わせは 税務課 岡 ☎ 37-2193

確定申告書は国税庁ホームページで簡単に作成できます
提出は電子申告をおすすめします

平成 22 年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成 23 年 2 月 16 日（水）から平成 23 年 3 月 15 日（火）までです。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。

所得税や消費税の申告書のほかに収支内訳書、青色決算書も作成できます。入力画面にしたがって収入金額等を入力するだけで税額等は自動計算されます。自分の空いた時間にパソコンで 24 時間いつでも申告書を作成でき、とても便利です。

また、申告書の提出は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すれば、インターネットパソコンからそのまま申告書を送信できます。是非、e-Tax をご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。



◆申告の必要な方

次の①～⑥に該当する方が対象になります。税務署に所得税の確定申告書を提出する方や、本町に給与支払報告書を提出した方は、申告は不要です。

- ①農業や商業、製造業などの事業を営んでいる方
- ②譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得があった方
- ③給与所得以外に公的年金（国民年金や厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など）による所得があった方
- ④給与または公的年金等を 2 カ所以上から受け取っている方
- ⑤給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を町に提出していない方
- ⑥国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方